

## 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令の制定について

### 1 改正の趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、関係訓令について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

- (1) 防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成27年防衛庁訓令第6号）の一部改正  
不服申立ての審査請求への一元化（異議申立ての廃止）及び審査請求期間の延長（現行の60日から3か月に延長）等の所要の改正を行うとともに、様式番号の整理を行う。
- (2) 防衛装備庁の情報公開に関する訓令（平成27年防衛庁訓令第30号）の一部改正  
不服申立ての審査請求への一元化（異議申立ての廃止）及び審査請求期間の延長（現行の60日から3か月に延長）等の所要の改正を行うとともに、様式番号の整理を行う。

### 3 意見公募手続を実施せずに改正した理由

「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令」による「防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令」及び「防衛装備庁の情報公開に関する訓令」の改正内容は、防衛省本省において意見公募手続を実施して定めた「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令」（平成28年防衛省訓令第36号）と実質的に同一の内容を定めるものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号に該当することから意見公募手続を実施しませんでした。

### 4 施行期日

平成28年4月1日（行審法の施行の日）